

# 仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務委託 仕様書

## 1. 業務名

仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務委託

## 2. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 3. 業務の目的

本業務は、「仁淀川町まちづくり実行計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和7年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和8年度から令和12年度を計画期間とした「次期仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）」を策定する。

本業務では、各種統計データ等を活用した現状分析や既存のアンケート調査結果による意向把握等の基礎調査を実施し、その結果を基に課題を明確化し、基本目標の設定など、次期計画の策定を総合的に支援することを目的とする。

## 4. 業務の内容

### (1) 町の現況把握及び構造分析

町及び県等の上位計画・関連計画及び既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

- ・社会経済動向の分析
- ・地域の位置と歴史的沿革・特性
- ・自然的、地理地形的特性
- ・人口特性及び動向
- ・産業経済的特性

### (2) 人口推計の実施、人口ビジョンの改定

#### ① 人口動態分析

現在までの人口の推移を把握し、都市の特性を分析する。なお、図表化や地図化する等ビジュアル化して分かりやすく解説を行うこと。

- i) 出生死亡の推移、女性の年齢別出生数・出生率のデータの整理及び分析
- ii) 転入転出の推移及び年齢階層別の分析
- iii) 市が把握している転入者・転出者の移動理由等の整理及び分析

#### ② 将来人口の推計と分析

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に基づく推計人口やコーホート要因法又はコーホート変化率法を用いて将来人口を推計する。なお、図表化や地図化する等ビジュアル化して分かりやすく解説を行うこと。

③ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

現状の傾向のままで人口が推移した場合の、経済活動別の生産額、産業分類別の従業者数、事業所数等、町内の生産活動に関する基本的なデータを整理・分析する。また、人口の変化が将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について分析・考察を行い、図表化や地図化する等ビジュアル化して分かりやすく解説すること。なお、各種基礎データの選定や分析手法については、町と協議して業務を進めること。

④ 目指すべき将来の方向

上記①～③で得られた分析結果及び課題等を踏まえ、人口に関する目指すべき将来の方向性を提示する。

⑤ 人口の将来展望（自然増・社会増に与えるシナリオの検討）

将来展望は、長期ビジョン期間（2060年）を基本に総人口や年齢3区分別人口等の推計を行う。

**(3) 基本構想策定**

町の行政活動の基本的な方針を定め、町が目指す将来像及び政策の方向性を示すもので、計画全体の土台となるもの。後述する基本計画の内容も踏まえ、基本構想を作成する。

① 基本構想内容の更新

② (1)～(2)の現況分析の反映を踏まえた将来像・基本理念・基本的方向整理

**(4) 基本計画策定**

基本構想に定めた将来像の実現に向けて、総合的かつ計画的な町政運営を示すもの。社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、計画期間を前期と後期に分けて策定する。

(1)～(3)の基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打ち合わせや審議会等での協議・調整を踏まえて補修正する。

**(5) パブリックコメントの実施支援**

計画の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

**(6) 各種会議等の支援**

本計画策定にあたり、受託者は次の会議等の企画、運営、資料作成、議事録作成及びその他必要な支援を行うものとする。

ア 計画審議会

各審議会の想定内容は下記のとおり

第1回 審議会運営等の説明・振興計画の概要説明

第2回～第3回 振興計画 素案 審議

第4回 住民意見等の審議・答申最終案調整

- イ トップインタビューの実施（計画策定初期段階で実施）今後の政策についてヒアリング及び意見交換（町長・副町長・教育長等からヒアリング者を選ぶ。）
- ウ 庁内各課ヒアリング  
（現行計画の変更点・必須記載事項確認）
- エ 庁内ワーキング  
（トップインタビューも踏まえた今後の取組確認）

## 5. 業務に必要な提出書類

- (1) 着手時（着手届、業務実施計画書）
- (2) 随時（打ち合わせ協議簿、議事録等）
- (3) 完了時（完了届及び成果品納品書、成果品）
- (4) その他必要と認めるもの

## 6. 成果物

- (1) 仁淀川町まちづくり総合計画（仮称） 簡易製本1部
- (2) その他業務により作成された委託者が求める資料、本業務関連の電子データ一式（CD-ROM）

## 7. その他

受託者は当該業務を履行する上で次の事項について遵守するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の進行状況等を随時報告するほか、委託者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。
- (2) 本業務の目的を達成するために、委託者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。
- (3) 受託者は、本業務に関して知り得た業務上の秘密を、業務期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務により知り得た個人情報を、業務期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務等が生じたとき、又は本業務内容を変更する必要があるときは、受託者と委託者で協議のうえ対応すること。

## 8. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時発注者に報告しなければならない。